

指定種苗制度に関するQ & A（未定稿）

18.2.27 現在

【指定種苗の考え方と種苗の範囲】

（問1） 指定種苗とは？

（回答）

種苗法では、種苗（林業の用に供される樹木の種苗を除く。）のうち、種子、孢子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木、種菌その他政令で定める葉、芽であって品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして、農林水産大臣が指定する植物の種苗を指定種苗といいます。

（問2） 苗や苗木はどこまでが表示の必要な種苗なのか？

（回答）

指定種苗の中で、苗・苗木を指定している植物は、食用農作物を除き、限られた種類のものしかありません。食用農作物は、苗として販売されているものは全て表示の必要な種苗となります（農薬取締法上の農薬使用基準省令の総使用回数遵守のため）。

果樹の苗木及び花きの苗や苗木については、下記のもが表示の必要な種苗になります。

果樹（15種類）・・・おうとうの苗木については3年生苗木（3年生接ぎ木苗木含む）。それ以外の指定種苗については2年生苗木（2年生接ぎ木苗木含む）。

花き（32種類）・・・カーネーション、きく、マーガレット、りんどうの苗については、挿し穂、セルトレイ苗等の幼苗。シンビジウムやデンδροビウムについては1年生苗（ポット苗）。つつじ、つばきについては、1年生苗木。ぼたんは、3年生大苗まで。バラは、多様な形態がありますが、概ね1年生苗木を種苗としています。

（問3） 2年生苗木の年数の考え方は？

（回答）

植物ごとに時期が異なりますが、挿し木適期（接ぎ木苗木の場合は接ぎ木適期）に挿し木（接ぎ木）を行い、最初の定植適期に出荷するものを、1年生苗木とします。2年生苗木については、その後次の定植時期まで育苗したものとします。

**(問4) 花きや芝草の種苗はなぜ指定されているのか？
食用農作物ではない花き等になぜ農薬使用履歴の表示が必要なのか？**

(回答)

花き、芝草等については、作付面積が大きく、品種数が多く商業流通が広範に行われているものを表示の必要な種苗として指定しています。

このような種苗については、病害虫が発生すると農業生産上大きな被害をもたらすので、被害を最小限に抑えるため、防除履歴を購入者に知らせ、適切な生産活動を行っていただくために必要があるからです。

表示が必要な種苗として、花き32種類、芝草18種類が指定されています。

(問5) なぜ、果樹の苗木等には、農薬の使用回数を表示する必要がないのか。

(回答)

農薬取締法の運用では、果樹の苗木は非食用として扱われており、農薬使用基準において農薬使用回数等の遵守が義務づけられていません。

指定種苗制度では、農薬使用基準において農薬の使用回数の遵守が義務づけられているものについて、農薬の使用回数の表示を義務づけており、果樹の苗木等については義務つけていません。

(問6) 1年生の植物で飲用に利用される農作物(ハーブ茶等)の種苗は、指定種苗に含まれるのか。指定種苗に含まれる場合、ハーブ類は「野菜」か「工芸農作物」か？また、観賞用のハーブはどこに分類されるのか？

(回答)

飲食の用に供される花き(ハーブ等)については、指定種苗に含まれます。

ハーブ類は、植物学上の分類ではないことから、飲食用に供される場合はその用途により区分を判断します。

飲食用に供される可能性のあるものとして、ミント、レモンバームは直接食べるものなので野菜に、ラベンダーは料理の臭いを取るために香辛料として利用されることから工芸農作物に区分しています。

また、飲食用に供される可能性のあるハーブであっても、観賞用と明記されていれば、指定種苗には含みません。

(問7) 食用目的で栽培されれば指定種苗に該当するものであっても、鑑賞用として販売すれば指定種苗に該当しないことになるのか。また、販売者は種苗業者の届出が必要か？

(回答)

食用目的で栽培されれば指定種苗に該当するものであっても、「鑑賞用」と判断できる形態で販売している場合は、指定種苗に該当しません(例えば、「これは、鑑賞用トウモロコシです」と表示して販売している場合など。「花き」又は「芝草」として指定種苗になっているものを除く。)

指定種苗の販売に当たらないので、種苗業者の届出は必要ありません。

(問8) 花の指定種苗について、今後種類を増やす予定はあるのか？今後の見通しいかん。

(回答)

指定種苗を定める場合、生産及び流通の実態を踏まえて指定しているところであり、見直しの必要性が生じた場合には、追加又は削除を行うこととしています。

なお、今のところ具体的な見直し作業は予定されていません。

【種苗業者について】

(問9) 種苗業者とは？

(回答)

「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者(個人、法人を問わない)です。

注:「販売」については、問13を参照してください。

「業とする」については、問14を参照してください。

例えば、種苗会社、農協、指定種苗を生産し販売している農家(以下「指定種苗生産農家」という。)、指定種苗を販売しているホームセンターやスーパーマーケットも種苗業者になります。

(問10) 種苗業者は届出が必要か？

(回答)

種苗業者は、原則として「種苗業者届出書」の提出が必要です。

ただし、問11に該当する種苗業者は、届出の必要がありません。

(問11) 届出の必要のない種苗業者とは？

(回答)

都道府県及び指定種苗を専ら種苗業者以外の者（農作物の生産者及び一般家庭）に販売することを業とする者（小売業者）です。

例えば、農家へ販売している指定種苗生産農家、ホームセンターやスーパーマーケットは届出の必要がありません。

(問12) 小売業者とは？

(回答)

指定種苗を、専ら種苗業者以外の者に販売することを業とする者です。

届出については、問11をご参照ください。

(問13) 「販売」とはどういう意味か？

(回答)

種苗法では、自分が所有権を持っている種苗の所有権を他者に有償で譲ることを「販売」といいます。従って、単に種苗を生産したり「人に売る」という行為を代行してその対価を得る行為は「販売」とはいいません。

（具体的には、どの苗をどのくらい売られるかを定められる者、売れ残った苗をどのように処分するか決める権利のある者、などがその種苗の所有権を持っている者に当たります）

また、例えば、代金を得て生産や販売の行為だけを代行している者が生産や販売の対象となる種苗を自由に処分する権利を有していない場合、これらの者はその種苗の所有者とは言えません（従って、種苗業者に該当しません）。

なお、無償で譲渡する行為は、販売にあたりません。イベント等で指定種苗を配布する者は種苗業者ではありません。

(問14) 「業とする」とはどういう意味か？

(回答)

指定種苗制度では、ある者が同種の行為を反復継続することで、定期的に指定種苗を販売する行為をいいます。

【届出について】

(問15) 農家が一般家庭に直接指定種苗を販売する場合は届出は必要か？

(回答)

この場合の農家は小売業者であり、届出は必要ありません。

(問16) 農家が直売所で野菜苗を販売する場合、直売所は届出が必要か？

(回答)

一般的に直売所は、生産者が問屋・小売店などの仲介者の手を経ないで自ら直接消費者に販売する場所です。このような場合、直売所は場所を提供しているだけと考えられますので、種苗業者とはならず届出は必要ありません。

なお、直接消費者に指定種苗を販売している農家も届出は必要ありません。

(問17) 農家が農協へ指定種苗を販売している場合、届出が必要か？

(回答)

農協は、通常、指定種苗を販売していることから種苗業者です。その種苗業者に指定種苗を販売している農家は、種苗業者の届出が必要です。

(問18) 農家が農協から委託を受けて指定種苗を生産し、生産された苗を全て農協へ出荷した場合は、農家は種苗業者か？また、届出が必要か？

(回答)

農協が苗の生産を農家に代行してもらうだけの場合は、農協と農家の間には販売関係がないことから、この場合の農家は種苗業者とはなりません。当然届出も必要ありません。

しかし、当事者が委託という言葉を用いていても、生産者と農協間で販売関係がある場合は、問17と同様に届出が必要です。

**(問19) 届出を連名で行うことは可能か？(ex:農協の部会等として。)
また、個々の生産者の届出をJAが代行することは可能か？**

(回答)

代表者の選定等に関する規約があり、かつ、代表者が決まっている場合には、任意

団体とみなせることから、農協の部会が届出主体となることは可能です。

なお、規定等もなく、便宜的に個々の生産者の届出を農協の名前で代行することは認められません。

個々の生産者が記載した届出書を、農協が一括して農林水産省に届け出る（たとえば同じ封筒に入れて郵送する）ことは可能です。

（問20） 営業所が複数有る場合は本社の表示となるのでしょうか？

（回答）

- | | | | |
|---|--------|---|-------------------------------------|
| 1 | 住 | 所 | 本社の住所 |
| 2 | 氏 | 名 | 園芸 |
| 3 | 取り扱う種苗 | | 穀類・・・きのこ |
| 4 | 営業所の住所 | | 支店 A県B市C町 2 - 3
営業所 D県E市F町 4 - 5 |

* 営業所が多い場合は、別紙に記載しても可

なお、営業所で苗を生産した場合でも、種苗に表示する種苗業者名は「園芸」となります。

（問21） 指定種苗を市場に出荷する場合、種苗業者としての届出が必要な者は誰か？

（回答）

種苗は、出荷者（農家、農協等） 市場（卸売業者） 仲卸業者又は売買参加者に卸される形態が一般的です。

市場出荷には、買付出荷と委託出荷の形態があり、販売の有無によって種苗業者か、否かを判断することになります。

1 買付出荷の場合（それぞれの段階で販売される。）

- (1) 届出が必要な種苗業者は、市場に出荷した者、卸売業者、仲卸業者です。
- (2) 売買参加者がスーパー等の小売業者であれば、届出の要らない種苗業者となります。

2 委託出荷の場合

- (1) 届出が必要な種苗業者は、市場に出荷した者、仲卸業者です。
- (2) 卸売業者は、卸の仲介者であり、人に売る、という行為を代行しているにすぎず、種苗業者ではありません。
- (3) 売買参加者は、1に同じく届出の要らない種苗業者です。

**（問22） 届出が受理されたという通知は来るのか？
通知が来ない場合、受理されたかどうかどのように確認すれば良いか？**

(回答)

届出制度であり、記載内容に不備がない場合には、受理ただけで完了となりますが、「受理されたかどうかわからない!」との意見が多いため、接受印のある届出書のコピー等を返信することとしています。

また、届出件数が多いため返信に時間がかかる場合もありますので、その際はご了承ください。

なお、返信通知がなく確認を希望される方は、農林水産省生産局種苗課種苗産業班あてにお問い合わせ下さい(TEL:03-3502-5013(内線)3718、3721)。

(問23) 届出はFAXでも受け付けているのか?

(回答)

種苗業者届出書は、原則として氏名欄に押印の上、提出を義務付けていること、また、FAXでは表記が見にくいこと等から、「郵送」による届出をお願いします。

届出書提出:〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省生産局種苗課種苗産業班あて

【表示事項・表示方法について】

(問24) なぜ、表示が必要なのか?

(回答)

種苗は、外観からだけでは品種や発芽率等の品質を識別することが難しいため、種苗を使用する者が良質な種苗を選択できるよう表示を義務づける必要があるからです。

(問25) 表示項目は?

(回答)

種苗法第50条に定められている下記の項目を種苗に表示しなければなりません。

表示をした種苗業者名(法人は名称)及び住所

種類及び品種(接ぎ木した苗木(果樹)は、穂木及び台木の種類と品種)

生産地(国内産は都道府県名、外国産は国名)

種子については、採種年月又は有効期限及び発芽率

数量(重量、体積、本数、個数等)

その他省令で定める事項

その他省令で定める事項は、次のとおりです(種苗法施行規則第23条第3項)。

- ・食用及び飼料の用に供される農作物等（果樹を除く。以下「食用農作物等」という。）の種苗であって、農薬を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数。
- ・食用農作物等以外の農作物の種苗であって、農薬により病害虫の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類。
- ・種菌については、製造の年月及び農林水産大臣の指定する有害菌類（トリコデルマ）の有無。

（問26） 農薬を使用していないときの表示方法は？

（回答）

種苗法では、農薬を使用した場合には表示をするように定めています。

従って、使用していない場合には記載する必要はありません。

農薬を使用していない旨の表示をすることについては、指定種苗制度上問題はありませんが、「無農薬」という表示はしないよう推奨しています。例えば、「農薬を使用していない苗です。」、「農薬は使っていません。」といった表示をするようお願いいたします。

（問27） 海外で種苗に農薬を使用した場合、表示が必要か？

（回答）

海外で種苗に使用した農薬であっても、農薬の有効成分名（食用農作物等の場合は、は使用回数も記述）を表示してください。

（問28） 表示の方法は？

（回答）

- 1 包装に表示
- 2 種苗に添付する証票（納品書、送り状などを含む。）に表示
- 3 掲示その他見やすい方法により表示

のいずれかの方法のよって表示されていれば問題ありません。

なお、ホームセンター等小売店で販売中に農薬を使用した場合は、使用した農薬の有効成分名（食用農作物等の種苗の場合は、回数も記述）を、使用した店名と共に表示に追記してください。この場合の追記を、個々のラベルに対してではなく、店頭に掲示で一括して行うことも可能です。

(問29) 農薬使用については、いつの時点からのものを表示するのか？

(回答)

種苗に使用した農薬を全て表示する必要があるため、種子は種子消毒から、苗は種子に使用している農薬及び育苗時に使用した農薬(土壌消毒を含む。)の有効成分名(食用農作物等の種苗の場合は、回数も記述)を記載してください。

なお、種子を生産するために使用した農薬は表示する必要はありません。

(問30) ばれいしょ種いもの農薬使用回数に係る生育期間のカウントは？

(回答)

ばれいしょ種いもとは、種いも採取ほ場において、ばれいしょ原種を用いて生産されたものであり、食用ばれいしょを生産するための苗(種いも)であることから、食用農作物に該当します。

農薬の総使用回数については、農薬取締法施行規則により農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け(は種又は植え付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(以下「生育期間」という。)において農薬を使用することができる総回数とされており、ここでは、種いもを採取ほ場で掘り上げた時点から生育期間としてカウントします。

なお、ばれいしょの原原種・原種については、種苗を生産することから非食用扱いとなり農薬の使用回数の表示は必要ありませんが、ばれいしょの種苗であることから指定種苗の表示が必要です。

(問31) 外国で発芽後数日間栽培した苗を日本に輸入して、その後国内で数十日栽培して苗として販売する場合、生産地はどのように表示するのか？

(回答)

発芽後数日栽培した場合でも、その国名を表示してください。

(問32) 外国から穂木を輸入して、国内の台木に接いだ後に販売する場合、生産地はどのように表示するのか？

(回答)

接ぎ木苗については、穂木を輸入した国名を生産地として表示してください。

(問33) 接ぎ木前に台木と穂木それぞれに使用した農薬が異なる場合、両方の表示が必要か？

(回答)

(果樹の接ぎ木苗の場合) 使用した農薬の有効成分が異なる場合は、台木と穂木に分けて表示する必要はなく、接ぎ木苗としてそれぞれに使用した農薬の有効成分名を一括で表示して下さい。

(野菜の接ぎ木苗の場合) 使用した農薬の有効成分が異なる場合の表示については、台木と穂木に分けて表示する必要はなく、接ぎ木苗としてそれぞれに使用した農薬の有効成分名と使用回数を一括で表示して下さい。

なお、台木と穂木の使用農薬の有効成分が同じであれば使用回数の多い方を表示して下さい。

(問34) 表示事項を記載した書類を別途FAXや郵便で送付した場合は、種苗法の表示に当たるのか？

(回答)

法第50条では、「指定種苗は、その包装に定められた事項を表示したものの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ販売してはならない」規定しています(ばら売り等の場合は、掲示その他見やすい方法でも可としています)。種苗の購入者が確実に容易に表示事項を見ることができることが必要であるので、FAXや郵便での取扱いには注意が必要です。

具体的には、注文に応じて種苗を購入者に送付するようなケースで、相手方が明確であり、かつ、事前にFAXによる送信方法について双方が合意をしているような場合は、FAXによる表示も可能です。

(問35) インターネット上で販売される種苗の種類等をホームページに掲載した場合は、種苗法の表示に当たるのか？

(回答)

指定種苗の表示の規定については、前述のとおり、情報が購入者へ確実に伝わるのが重要です。

ホームページによる販売は不特定多数の購入者を対象としていますが、所定の表示事項が掲載されていれば、表示に当たるものと考えます(カタログ販売の場合も同様と考えます)。ただし、次の条件が満たされていることが必要です。

- 1 商品をインターネットかカタログ上に掲載した後で農薬の使用が追加された場合、商品と同時に追加使用された農薬の情報が個々の商品に添付されていること。また、農薬の使用回数が増え得る事をあらかじめ予告していること(なお、種

- 子袋に入った商品で、その後農薬が追加使用されるおそれがないものは、その必要はありません)
- 2 インターネット上の掲載については、購入する者が容易にインターネット上で表示事項を見ることができること。一般の小売店の店頭販売の場合に、インターネットでも販売できることを理由にしてインターネット上だけの表示を行うことはできない。
 - 3 いずれの場合も見やすい大きさで表示されていること。

(問36) 水稻苗の表示方法は？

(回答)

表示事項については、食用農作物等の苗と同じです(問25を参照)。

水稻苗の表示方法については、数十箱単位での販売形態が通常であることから、表示事項を納品書に添付又は追記するやり方が最も簡便かと思えます。

また、法50条第3項において、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択する際にその品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必要であるものとして、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆について「指定種苗品種特徴表示基準」を定めています。しかしながら、今回の改正によって新たに指定種苗となった水稻の苗については、地域に適した奨励品種の導入により苗生産が行われていること、種子と違って農協管内を中心とする限られた範囲での流通形態が多いことと等から、改めて品種等の特徴を表示する必要がないため、「指定種苗品種特徴表示基準」は適用しないこととします。

**(問37) 改正後の「指定種苗」に含まれない種類(果樹)についても表示が必要か？
(例えば、ブルーベリー、ネクタリン)**

(回答)

指定種苗に含まれない果樹は表示の必要はありません(例えば、ブルーベリー)。

なお、ネクタリンについては、農林水産植物の種類では「もも」に区分されていることから指定種苗としています。

(問38) 果樹の3年生大苗等、数年間育成してから販売する場合、育苗中に使用した全ての農薬について表示するのか。

(回答)

果樹の苗木については、育苗中に使用したすべての農薬の有効成分名を表示することとしています。

なお、3年生苗木は、「おうとう」のみが該当することになります。

(問39) 複数の有効成分を含有している農薬を野菜の種子消毒に使用したが、有効成分に種子消毒剤としての適用があるものと適用がないものが混在している場合は、どのように農薬表示をすればよいか。

(回答)

食用農林水産植物等(「食用農作物等」を平成17年12月に改正)の種苗に農薬を使用した場合は、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類毎の使用回数を表示することとしています。

また、農薬の容器・包装に使用時期・使用形態ごとに記載されている場合は、区分毎の使用回数を表示することとしています。設問のケースの場合は、下記の例を参考にして表示して下さい。

(例1) チウラム、(又は「・」も可)ベノミル 種子粉衣各1回使用

(例2) チウラム、(又は「・」も可)ベノミル 処理済各1回(種子粉衣)

(例3) チウラム、(又は「・」も可)ベノミル 各1回使用

(例4) チウラム、(又は「・」も可)ベノミル 処理済各1回 等

(注)有効成分チウラム、ベノミルを含有する農薬を1回使用した場合の表示例

(問40) 種類や品種を混合して販売する場合の表示方法は？

(回答)

現在の種苗法では、種類、品種、農薬使用状況、生産地等を全て記載するよう定めていることから、列記する必要があります。しかしながら、混合した種苗の流通が増えてきており、表示義務のある情報が膨大になり限られたスペースの中で逆に表示が見にくくなってしまいう可能性があることから「種苗法施行規則の改正を行う」前提で以下の方法による表示も可とします。

家庭園芸用の種苗として販売する場合に限り、混合している種苗の中で主なものを記載してあれば問題ないこととします。

(例：1)

チューリップの球根を混合して販売する場合

品 種 名	生 産 地	使用農薬の有効成分名
バレンタイン	オランダ	農薬を使用していない
ページポルカ	富山県	アセフェート
フロロサー	茨城県	ベノミル・チウラム
ピンクダイヤモンド	オランダ	農薬を使用していない
ネグリター	京都府	キャプタン
白雪姫	兵庫県	E P N

表示方法(例)

<table border="1"><tr><td>チューリップ球根 6種類混合</td></tr><tr><td>白雪姫、バレンタイン他4種類</td></tr></table>	チューリップ球根 6種類混合	白雪姫、バレンタイン他4種類
チューリップ球根 6種類混合		
白雪姫、バレンタイン他4種類		
生産地 京都府、兵庫県他3カ所		
使用農薬 アセフェート、ベノミル他3種類		
内容物を詳しく知りたい方は * - (お客様相談センター)		

(注) *問い合わせが可能となるよう種苗業者の連絡先(種苗業者名、住所、電話)の表示が必要です。

(問41) ベビーリーフ(ミックスレタス等)の混合種子セットの表示方法は?

(回答)

家庭園芸用の種苗として販売する場合に限り、混合している種苗の中で主なものを記載してあれば問題ないこととします。

表示方法は、問40に準じて下さい。

ただし、食用に供される農作物の種苗には有効成分ごとの使用回数を表示する必要があります。

(問42) タマネギ、ネギのポット播種苗の場合の数量表示の方法は?

(回 答)

タマネギやネギ苗については、「束売り（ex：一束 100 本など）」が一般的ですが、表示は一束当たりの本数を明示する必要があります。

ポットに播種したものを販売する場合には、1 ポット当たりの本数を表示する必要があります。

【検査及び罰則等について】

（問43）種苗法の遵守状況については誰がチェックを行うのか。また、違反に対する罰則はどのようになっているのか。

（回答）

- 1 指定種苗の表示及び品質検査については、（独）種苗管理センター、（独）家畜改良センター（飼料作物及び芝草の種子）が主体となって実施しています。
また、必要に応じて、農林水産省種苗課が検査を行う場合もあります。
なお、稲、麦、大豆の主要農作物については、都道府県が実施することとなっています。
- 2 虚偽の表示をした指定種苗を販売した者及び表示違反の改善勧告・変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処することができることとなっています。
また、「種苗業者の届出をせず、又は虚偽の届出をした者」、「正当な理由がないのに集取を拒み、妨げ又は忌避した者」、「必要な報告若しくは書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者」に対し、30万円以下の罰金に処することができることとなっています。

（問44）ルールを遵守していない者が発見された場合、行政としてどのように対処するのか。

（回答）

表示すべき事項を表示していない場合及び不適切な表示をしている場合は、適切な表示がなされるよう命令を行うこととしています。

また、命令に従わない場合には、（問43）の罰則に処することができることとなっています。